

★ 令和7年度静岡市小学生スケート教室募集 ★



旅行日: 令和7年11月23日(日)

開催地: 朝霧野外活動センタースケート場



◆ 旅行代金: お1人様 3,000円 (全旅行参加者同額)

● 貸切バス代・滑走料・旅行傷害保険代含む
(利用バス会社: アンビバス及び同等程度)

◆ 旅行参加資格: 静岡市内在住の小学生とその保護者
(保護者は1人以内としますが、4～6年生は保護者なしでも参加できます。)

● 朝食0回/昼食0回/夕食0食

● (公財)静岡市体育協会の補助があるため特別料金となります

※小学生のみでのお申し込みの場合、保護者様の同意が必要となります。

◆ 募集人員: 50名(定員になり次第締め切り)

最少催行人員 20名

日程	行 程(日帰り)			
11/23 (日)	静岡市中央体育館・出発 === 清水駅東口ロータリー・出発 === (途中休憩1ヶ所) === 6:30 7:00 朝霧野外活動センター(スケート教室) == (途中休憩1ヶ所) == 清水駅・到着 == 中央体育館・到着 9:00 11:30 13:30 14:00			

●ご案内

*スケート靴、ヘルメットは無料です

*昼食は各自でご用意ください。

*氷上は、長ズボン(半ズボン・スカートは不可)・手袋を必ず着用ください。

*添乗員は同行いたしません。現地でスタッフがご案内いたします。

*インストラクターは静岡市スケート協会所属の(公財)日本スケート連盟・(公財)日本体育協会認定の指導者です。

●お申込み方法

①下記の旅行参加者申込書に必要事項をご記入の上、アオイ観光株式会社へ、11月10日・月曜日までにFAX・電話でお申し込みください。

②FAX・郵送等のお申込みに際しては、書類到着後、確認を兼ねて弊社より確認のお電話、もしくは受付確認をFAX送信させていただきます。

③ご旅行代金は 11月10日・月曜日まで下記口座へお振込みください。(※振込手数料は各自でご負担ください。)

④お申し込み後のお取消しは、取消料が発生する期間がございます。裏面の旅行条件をご参照ください。

振込銀行: 静岡銀行 北安東支店 普通預金 0672009 口座名: アオイ観光株式会社

■事業企画: 静岡市スケート協会

会長: 加藤 米男 TEL:054-346-2779

事務局: 奥田 郁夫 TEL:054-261-7531

★参加のお申込みは右記「アオイ観光株式会社へ」お願いいたします。

■旅行企画・実施: アオイ観光株式会社

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2丁目3-1

営業日・営業時間/月～金 09:00～18:00 (休業日: 土・日・祝祭日)

TEL: 054-251-2000 / FAX: 054-251-6093

静岡県知事登録旅行業第2-150 総合旅行業務取扱管理者: 橋本 植武

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取扱いの責任者です。このご旅行の開始に際し、ご不明な点がございましたらご連絡ください。

担当者: 小林 直樹 携帯: 070-5334-4889

静岡市小学生スケート教室 参加申込書

	氏名	性別	年齢	郵便番号・住所	電話番号 FAX番号	学校名	学年	乗車場所 ①中央体育館 ②清水駅東口
例	アオイ 太郎	男	12	〒420-0839 静岡市葵区鷹匠2-3-1	054-251-2000 054-251-6093	アオイ小学校	6年	②
①								
②								
③								
④								
保護者同意署名				名前	印			

お申し込みの際は、取引条件説明書(共通事項)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申し込みください。

下記取引条件は旅行業法第12条の4に定める「取引条件説明書面」及び同法第12条の5に定める「契約書面」の一部となります。

●募集型企画旅行契約

この旅行は、アオイ観光株式会社(以下「当社」という)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースごとに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」(以下「募集型企画旅行約款」という)によります。

●申込条件

申し込み時点で小学生の方は、親権者の同行または同意が必要です。

また、出発時点で小学3年生以下の方は、18歳以上の保護者の同行を条件とさせていただきます。

●申込みと契約の成立

申込用紙に必要事項をご記入いただき、必要な同意確認をアオイ観光宛に提出ください。

旅行契約は、当社が契約の締結をし、旅行代金を受領したときに成立します。

●旅行代金のお支払い

11月10日までにお支払いください。

●旅行者による旅行契約の解除

取消料をいただくことにより、旅行契約を解除することができます。

ただし、旅行契約解除のお申し出の受付は、当社の営業時間内とします。

<日帰り旅行・取消料>

旅行日の11日以前	無料
旅行日の10日～8日前	旅行代金の20%
旅行日の7日～2日前	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃、料金、滑走路、旅行傷害保険 及び消費税等諸税

(2)その他パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したもの。

上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

●旅行者の責任

お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

●個人情報の取扱い

当社は、お申込みの際に提出された個人情報について、旅行者との間の連絡の為利用させていただき、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領の為に手続きに必要な範囲で利用させていただきます。

このほか、当社はサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意過失の有無にかかわらず、旅行業約款特別補償規定に基づき、旅行者が募集型企画旅行参加中に急激かつ外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金(1500万円を上限)、入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行の旅行者1名につき15万円を上限とします。)を支払います。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2025年10月1日を基準としています。

また旅行代金は2025年10月1日の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

●その他

この旅行に関して、ご不明な点がございましたら、当社にお問い合わせください。